

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

【教訓情報詳述】

01) この法律は「国と地方公共団体とが適切に役割分担し、協同して、地域住民の意向を尊重しながら、(a)生活の再建、(b)経済の復興、(c)安全な地域づくりを緊急に推進すること」、「これらの活動を通じて活力ある関西圏の再生を実現すること」を基本理念としている。

【参考文献】

[参考]「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」は「国と地方公共団体とが適切に役割分担し、協同して、地域住民の意向を尊重しながら、(a)生活の再建、(b)経済の復興、(c)安全な地域づくりを緊急に推進すること」、「これらの活動を通じて活力ある関西圏の再生を実現すること」を基本理念としている。[国土庁編『防災白書 平成10年版』大蔵省印刷局(1998/7),p.216]

>

[参考]「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」、「阪神・淡路復興委員会令」、「総理府本府組織令(抄)」、「阪神・淡路復興委員会規則」、「阪神・淡路復興対策本部組織令、同機構図」については、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.389-399]に全文が掲載されている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

【教訓情報詳述】

02) 2月24日に設置された阪神・淡路復興対策本部は阪神・淡路復興委員会とあわせて、関係行政の施策を総合調整することを目的として設置された。

【参考文献】

[参考] 2月24日に設置された阪神・淡路復興対策本部は阪神・淡路復興委員会とあわせて、関係行政の施策を総合調整することを目的として設置された。[国土庁編『平成9年版 防災白書』(1998/5),p.193-194]

>

[参考] 阪神・淡路復興対策本部の活動については、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.45-60]に詳しい。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

【教訓情報詳述】

03) 4月28日には「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定した。

【参考文献】

[参考] 阪神・淡路復興対策本部は、阪神・淡路復興委員会の7つの提言と「緊急課題に対する取組みについての意見」を受け、「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定。[国土庁編『平成9年版 防災白書』(1997/6),p.193-194]による。

>
[参考] これは、各省庁が講じている諸施策を事後的にオーソライズするものだったとの指摘もある[堀雅晴「第2部 第2章 震災復興対策と国・地方自治体」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.70]による。

>
[参考] 「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考えと当面講ずべき施策」については、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.417-442]に全文が掲載されている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

【教訓情報詳述】

04) 7月28日には「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定。復興計画の前期5か年計画は「復興特別事業」として、着実な実施に全力を注ぐこととされた。

【参考文献】

[参考] 阪神・淡路復興委員会は10つの提言と、兵庫県の「阪神・淡路大震災復興計画案」を受けて「復興計画に対する取組みについての意見」を提出。阪神・淡路復興対策本部はこれを基に「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定。復興10か年計画の実現を最大限支援すること等を基本とした政府の姿勢、取り組むべき課題及び諸施策を明らかにした。
[国土庁編『平成9年版 防災白書』(1997/6),p.193-197]

>
[引用] 国として「復興特別事業」という選定方法を採用した点が注目される。それは、被災自治体の復興計画に盛り込まれた復興事業のうち、前期5か年において、国の「特段の措置」によって実施される緊急・必要不可欠な施策が選定されるものであり、「平成7年度第2次補正予算」(7782億円)で財政措置されることになった。ただし、個別事業名については未公表であり、第2次補正で予算措置されたものの大半がそれにあたるという。[堀雅晴「第2部 第2章 震災復興対策と国・地方自治体」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.70-71]

>
[参考] 「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」については、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.443-447]に全文が掲載されている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

【教訓情報詳述】

05) 2000年2月に阪神・淡路復興対策本部は解散し、その後は省庁連絡会議が調整役を引き継ぐことになった。

【参考文献】

[引用] 大震災の復興施策を進めてきた国の「阪神・淡路復興対策本部」(本部長・小淵恵三首相)が2000年2月22日、最後の本部会議を開き、地元が要望していた6つのプロジェクトを復興特定事業に新たに認定して実質的な作業に幕を引いた。5年間の時限立法に基づいて発足し、各省庁や被災自治体、企業などから幅広く人材を集めて復興行政の調整役を果たしてきた。解散後は法的根拠のない省庁連絡会議が調整役を引き継ぐ。[「阪神・淡路大震災復興誌」[第5巻]1999年度版。(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.106]

>

[参考] [『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.106-109]では、阪神・淡路復興対策本部は、縦割り行政の弊害を除き、弾力的、機動的な施策遂行を狙った、当初10年はかかるといわれたハード面の復興を5年でほぼなし遂げた原動力となったなど、その活動を評価している。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

01. 政府は迅速な復興を支援するため、2月24日「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」を公布。首相を本部長とし、閣僚を網羅する阪神・淡路復興対策本部が設置された。

【教訓情報詳述】

06) 前期5か年の「復興特別事業」の着実な実施に全力を注ぐこととされたことは、国の支援は、全国的なバランスから前期5ヶ年の特別な事業に限るという基本的な枠組みが位置づけられたものであった。

【参考文献】

[引用] 阪神・淡路復興委員会提言8を踏まえ、国は、復興計画の前期5ヶ年において、復興にとって緊急かつ必要不可欠な復興特別事業に対し、特段の措置を講じることが決定されているが、この時点で既に、国の支援は、全国的なバランスから前期5ヶ年の特別な事業に限るという基本的な枠組みが位置づけられたものであり、国の支援には限界があることを押さえておく必要がある。[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.93]

>

[引用] ここで注目すべきは、阪神・淡路復興委員会からの提言の中で、復興10か年計画のうちの前期5か年における緊急かつ必要不可欠な施策を「復興特別事業」として位置づけ、これについては、国が特段の措置を講ずるとした点(提言8H7.5.22)である。これは、一見すると、国からの手厚い支援が約束されているように見えるが、裏を返せば、国からの支援は、前期5か年のしかも特別な事業に限ってしか、特段の措置は行わないという内容である。

ここで指摘しておきたいのは、この時点で既に、国からの支援の基本的な枠組みが位置づけられていたという点と、国からの支援は、どうしても全国的なバランスを必要とするものであるとの考えから、このような枠組みにならざるを得ないという点である。

[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.166]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置された。

【教訓情報詳述】

01) 首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置され、2月17日、官邸で初会合が開かれた。

【参考文献】

[引用] 政令に基づく首相の諮問委員会を先行させて創設することが決まり、震災から一か月目の二月十七日、官邸で「阪神・淡路復興委員会」の初会合が開かれた。これは元国土事務次官の下河辺淳委員長のもとに、貝原俊民兵庫県知事、笹川幸俊神戸市長、川上哲郎関西経済同体連合会会長、学識経験者ら計七人から成る任期1年の委員会で、特別顧問には、元副総理の後藤田正晴氏、経団連名誉会長の平岩外四氏が就任した。こうして、復興に向けた戦略づくりの態勢が組織上も整えられることになった。[外岡 秀俊「地震と社会(下)」みすず書房(1998/7),p.579]

>

[参考] 委員会の所掌事務は、「関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関し総合調整を要する事項を調査審議し、及び当該諮問に関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述べること」とされた。[『総理府本府組織令の一部を改正する政令(平成七年

政令第二十三号)』(1995/2/15),p.-]

>

【参考】阪神・淡路復興委員会の活動については、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.42-47,p.448-449]にまとめられている。また、同委員会の「提言」「委員長談話」「意見」「委員長書簡」等が[同,p.450-476]に全文掲載されている。

>

【参考】阪神・淡路復興委員会の運営状況について、[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.680-683]に紹介されている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置された。

【教訓情報詳述】

02) 95年2月28日に神戸市で開かれた阪神・淡路復興委員会は、復興計画、住宅対策、瓦礫処理の3項目について緊急提言を発表した。

【参考文献】

【参考】提言1～11については、[『阪神・淡路復興委員会報告』阪神・淡路復興委員会(1995/10/30),p.10-24]参照。これによると、2月28日に開催された第3回会合で、提言1～3(復興10カ年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理)が提言された。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置された。

【教訓情報詳述】

03) 95年5月22日には「復興10カ年計画の基本的考え方」を提言。「県、市、町、がそれぞれに主体的に実現可能性のあるものとして策定することが、原則」などの基本的考え方が示された。

【参考文献】

【参考】提言8では、「復興10カ年計画の基本的考え方」として、以下のような枠組みを打ち出された。
・県、市、町、がそれぞれに主体的に実現可能性のあるものとして策定することが、原則である
・復興10カ年計画は、政府が策定中の経済計画等に配慮して策定する
・策定された復興計画は、国、県、市町の間で調整され、国としても承認しうるものであること。なお、10カ年計画は、長期的な国、県、市町の財政事情にも充分配慮したものであること
・復興計画の前期5カ年において、復興にとって緊急かつ必要な施策を復興特別事業として位置づけること
・長期的視点から10カ年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクトあるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択すること
[『阪神・淡路復興委員会報告』阪神・淡路復興委員会(1995/10/30),p.18]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委

員会」が設置された。

【教訓情報詳述】

04) 95年10月30日には最終報告を提出。最終提案では、4つの復興特定事業を選定・提言した。

【参考文献】

[参考] 阪神・淡路復興委員会は、95年10月30日に最終報告を提出。提言-11として以下の4つの復興特定事業を選んだ。

- 1) 上海長江交易促進プロジェクト
- 2) ヘルスケアパークプロジェクト
- 3) 新産業構造形成プロジェクト
- 4) 阪神・淡路大震災記念プロジェクト

このうち、事業内容等が明確となっていた上海長江交易促進プロジェクト、ヘルスケアパークプロジェクト以外のプロジェクトについては、個別事業毎に事業内容が明確になった後、事業主体からの申請を受け、復興特定事業として選定した。

[『阪神・淡路復興委員会報告』阪神・淡路復興委員会(1995/10/30),p.22-24]、[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.109]一部

>

[参考] 新産業構造形成プロジェクトについては、平成9年7月に4事業、平成10年1月に3事業、平成12年2月に4事業の計11事業が選定された。

- 1) 神戸東部新都心地区における地域冷暖房事業
- 2) 神戸灘浜エナジー&コミュニティー計画
- 3) 神戸ルミナリエ
- 4) 新産業の創造、育成および普及のための研究事業と教育・研修事業
- 5) ワールドパールセンター事業
- 6) ポートアイランド第2期を拠点とするデジタル情報通信ネットワーク活用事業
- 7) 神戸国際通信拠点整備事業
- 8) 宝塚観光プロムナード核施設整備事業((仮称)宝塚はなのミュージアム)
- 9) くつのみち・ながた核施設整備事業
- 10) 国際ビジネスサポートセンター・神戸
- 11) 神戸医療産業都市構想

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.109-125]

>

[参考] 阪神・淡路大震災記念プロジェクトについては、平成9年1月7事業、平成12年2月に2事業の計9事業が選定された。

- 1) 三木震災記念公園(仮称)の整備
- 2) 野島震災復興記念公園(仮称)の整備
- 3) マルチメディア関連連携大学院(神戸大学)の設置等高度情報通信社会の発展を支える人材の育成及び実験
- 4) JICA国際センター(仮称)の建設及び国際交流施設の整備
- 5) 兵庫留学生会館(仮称)の設置
- 6) スーパーコンベンションセンターの整備
- 7) 阪神・淡路大震災記念協会(仮称)設立後の連携・支援
- 8) 阪神・淡路大震災メモリアルセンター(仮称)の整備
- 9) 神戸震災復興記念公園

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.109-125]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間~6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01]復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置された。

【教訓情報詳述】

05) 阪神・淡路復興委員会終了後の政府と地元との緊密な連絡体制を構築するため、政府と兵庫県・神戸市との協議会、阪神・淡路復興対策本部事務局・神戸商工会議所連絡会議が設置された。

【参考文献】

[引用] (兵庫県・神戸市との協議会)

平成8年2月13日、阪神・淡路復興委員会の期限を迎えるにあたり、首相より「政府と地元との一層緊密な連絡体制の構築」を図るよう指示があり、地元と政府との間の意思疎通、復興過程における具体的な問題の正

確な把握と迅速・的確な処理等をめざし、政府側幹部と県・市側幹部とが頻繁に、随時、率直な意見交換を行うための協議会を設置した。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.126-128]

>

[引用] (阪神・淡路復興対策本部事務局・神戸商工会議所連絡会議)

阪神・淡路復興対策本部事務局が地元経済界から、被災地・被災企業の実状を直接伺い、両者の認識を一致させる場、すなわち相互の意思疎通を十分に図る場として設置され、平成8年6月20日に、「神戸経済の現状把握と復興に向けての課題抽出」のテーマで第1回が開催された。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.129-130]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

02. 未曾有の災害からの復興であることから、首相の諮問委員会として「阪神・淡路復興委員会」が設置された。

【教訓情報詳述】

06) 復興委員会の運営は、委員自らテーマを設定し、各委員から提出されたレジュメ等に基づき議論を行い、委員長が取りまとめを行う、いわば「委員主導型」で行われた。

【参考文献】

[引用] 委員会運営は、下河辺委員長の意向もあって、従来の「審議会型」のような事務局主導の手法とは違い、委員自らテーマを設定し、各委員から提出されたレジュメ等に基づき議論を行い、委員長が取りまとめを行う、いわば「委員主導型」で行われた。また、全体の結論が固まるのを待たずに、プライオリティーの高いテーマ順に、個々に結論が出たものから順次、提言を行うといった手法が採られた。[伊藤滋『復興体制 - 復興の推進体制』『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.78]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

03. 復興予算として、94年度から99年度までに、総額5兆200億円が投じられた。

【教訓情報詳述】

01) 政府は94年度の第二次補正予算として1兆223億円を計上。道路・鉄道・港湾機能の回復、仮設住宅やガレキ処理などの緊急の支援を行った。

【参考文献】

[引用] 平成6年度の第二次補正予算では、仮設住宅や災害弔慰金などの災害救助関係経費に約1,400億円、道路、港湾など公共施設の災害復旧に約5,100億円、ガレキ処理に約340億円、私鉄や神戸市営地下鉄などへの復旧費補助などに約540億円など、復旧事業に費やされる予算額は1兆223億円にも及ぶこととなった。6年度といっても、平成7年2月～3月の2ヵ月だけを対象としたもので、短期間の予算としては空前の規模であった。

これにとどまらず、4月からスタートした平成7年度予算でも、5月には、高速道路や港湾などの復旧に約7,200億円、被災者向け公営住宅の建設や道路整備などの復旧事業に約2,050億円など、総額1兆4,293億円の第一次補正予算が計上されたのである。これまでの通例によると、災害復旧関連の予算措置は、3ヵ年度にわたって、各年度に3対5対2の割り振りで計上されるのが一般的な処理なのだが、今回の震災復旧だけは破格の扱いで、特例的に2年間、両年度の割合は3対7の配分とされたのである。[貝原 俊民『大震災100日の記録 兵庫県知事の手記』ぎょうせい(1996/2),p.140-141]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

03. 復興予算として、94年度から99年度までに、総額5兆200億円が投じられた。

【教訓情報詳述】

02) 当初、被災自治体からは財政的支援の法的裏付けを明確にした復興特別立法も要望されたが、実現しなかった。

【参考文献】

【参考】兵庫県が被災地主導による事業推進を目的とした復興特別立法の設立を要望した経緯については「神戸新聞朝刊『復興へ 第7部(4)特別法は消えた。担保はあるか / 続く単年度ごとの陳情』(1995/12/30),p.-」などに紹介されている。

>

【引用】復旧・復興事業の総事業費一六・三兆円のうち、半分を占める国費。その八割は前期五年に投入された。…(中略)…復興対策本部も五年で解散した。

そのころから、復興事業に伴う借金の返済で、被災自治体の財政は細る一方となった。生活基盤を失った被災者の体力も、年々弱っていった。

被災地の本当の危機は、支援の潮が引いた後に訪れる。私たちの十年間の実感だった。

「国と地方公共団体は、災害からの復興に努めなければならない」。災害対策基本法はそう定めるが、復興とは何なのかは、定義されていない。それを支える制度も未成熟なままだ。

【神戸新聞記事「6. 共通認識 / 国の役割定まらぬまま」『震災10年 守れいのちを 第5部「復興」とは』(2005/1/8),p.-】

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【01】復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

03. 復興予算として、94年度から99年度までに、総額5兆200億円が投じられた。

【教訓情報詳述】

03) 94年度から96年度当初及び補正予算を合わせ、総額3兆9600億円が投じられた。

【参考文献】

【引用】阪神・淡路大震災関係経費(平成6年度予備費、平成6年度第2次補正予算、平成7年度公共事業予算の配分重点化による措置、平成7年度第1次及び第2次補正予算並びに平成8年度当初及び補正予算の内訳)

1. 応急仮設住宅の建設等の災害救助費(1,700億円)

2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付(1,400億円)

3. がれき処理に要する費用(1,700億円)

4. 地すべり、がけ崩れ対策をはじめとする二次災害防止対策(500億円)

5. 神戸港等の復旧・整備(5,700億円)

6. 阪神高速道路の復旧費(2,100億円)をはじめとする各種のインフラ(道路、河川、下水道、水道、鉄道、通信、電気、ガス等)の早期復旧及び整備(1兆1,100億円)

7. 橋梁等公共施設官庁施設等の耐震性の向上対策(2,400億円)

8. 公的賃貸住宅等の早期・大量供給及び個人の自力による住宅の再建等の支援(5,000億円)

9. 復興土地区画整理事業等市街地の整備に要する費用(2,000億円)

10. 保健・医療・福祉の充実(750億円)

11. 支援施設の早期復旧及び被災した児童生徒に対する援助(1,400億円)

12. 中小企業対策(2,000億円)をはじめとする経済の復興(2,100億円)

13. その他(2,900億円)うち、雇用の維持・失業の防止(100億円)うち、農林水産関係施設の復旧・整備(600億円)うち、他地方交付金の追加(300億円)(総額3兆9,000億円)

【国土庁編『平成9年版 防災白書』(1997/6),p.211】

>

【参考】[安田拓 他「阪神・淡路大震災からの復興と公的資金」『都市問題 vol.91,no.1』(2000/1),p.96]では、94年度から99年度までにおいて、国・兵庫県・大阪府・被災自治体と阪神・淡路大震災復興基金の予算から「震災復興関連事業」を集計した結果、兵庫県の公称被害額(約9兆9268億円)とほぼ同じ規模の累計総額(9兆7000億円)が算出されたとしている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【01】復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

03. 復興予算として、94年度から99年度までに、総額5兆200億円が投じられた。

【教訓情報詳述】

04) 94年度から99年度までに予算措置された阪神・淡路大震災関係経費は、総額5兆200億円となった。

【参考文献】

【参考】94年度から99年度に予算措置された阪神・淡路大震災関係経費の内訳は、以下のとおり。

1. 応急仮設住宅の建設等の災害救助費(1800億円)
2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付(1400億円)
3. がれき処理に要する費用(1700億円)
4. 地すべり、がけ崩れ対策をはじめとする二次災害防止対策(1100億円)
5. 神戸港等の復旧・整備(6700億円)
6. 阪神高速道路の復旧費(2100億円)をはじめとする各種のインフラ(道路、河川、下水道、水道、鉄道、通信、電気、ガス等)の早期復旧及び整備(1兆4000億円)
7. 橋梁等公共施設官庁施設等の耐震性の向上対策(4700億円)
8. 公的賃貸住宅等の早期・大量供給及び個人の自力による住宅の再建等の支援(7200億円)
9. 復興土地地区画整理事業等市街地の整備に要する費用(2900億円)
10. 保健・医療・福祉の充実(800億円)
11. 支援施設の早期復旧及び被災した児童生徒に対する援助(1500億円)
12. 中小企業対策(2000億円)をはじめとする経済の復興(2200億円)
13. その他(4400億円)

うち、雇用の維持・失業の防止(100億円)

うち、農林水産関係施設の復旧・整備(600億円)

うち、他地方交付金の追加(300億円)

(注) 四捨五入により百億円単位としており、各項目の合計と総額とは一致しない。

【総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.131-146]

>

【参考】国と兵庫県の復興対策予算(平成6～16年度)の概要が[林敏彦「復興資金 復興財源の確保」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.399-417]にまとめられている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

【01】復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

【教訓情報詳述】

01) 国の復興財源確保については様々な議論があったが、最終的には「赤字国債」の発行によることとなった。

【参考文献】

【引用】歳出の見直しとして「米の自由化対策費や整備新幹線、ODAなどの削減、停止」によって、その分を復興に振り替えるべきという意見がある。公共投資の配分見直しとしては、「他の市、県は公共投資を削減すべき」など被災地以外の公共投資を一時削減して復興に充てるべきだといふものや、これを機に、「地方に厚い公共事業費を震災被害の大きかった都市部に振り替えるべき」だとの論議もなされている。一方、「21世紀に対応したまちづくりは全国共通で、兵庫県だけにそこまで財源的支援が必要か」との他自治体からの声もある。国債の発行については「建設国債」や「復興国債」の発行が提案されているが、一方で国債の発行については「高齢化社会を前に国債による将来の負担増は避けるべき」との意見もある。また、増税については「景気減速と消費停滞を避けるため、ここ1、2年の増税は避けるべき」との意見がある一方、「消費税を3%から5%へのアップ時期を前倒しし、その後、さらに上げる」などの意見もある。[『阪神・淡路大震災復興対策支援等のための緊急調査報告書』国土庁防災局 防災都市計画研究所(1995/3),p.35-36]

>

【引用】今年度の政府補正予算において震災復興対策等のために赤字国債の発行が認められた[叶芳和編『経済学者による震災復興への提言』日本経済新聞社(1996/1),p.57-58]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

【教訓情報詳述】

02) 被災自治体では、税収の減少もあって復興財源の確保が課題となり、「交付税の増額」「地方債に関する措置」「復興基金の創設」などが提案された。

【参考文献】

[引用] 被災自治体では、税収の減少も加わって復興財源の確保が大きな課題となった。「交付税の増額」「自治体の地方債の起債枠を最大限確保できるような措置が必要」「復興基金の創設」などが提案された。
[『阪神・淡路大震災復興対策支援等のための緊急調査報告書』国土庁防災局 防災都市計画研究所(1995/3),p.36-37]

> [引用] このような政策不毛のなかで関西経営者協会会長三好俊夫「三兆円規模の復興基金を創設せよ」(朝日論壇平成7年2月9日)は卓抜した政策提言であった。湾岸戦争の時、「臨時法人特別税」でアメリカへ支払った。「他国のためにさえ支払うのであれば、自国民のために税を払ってしかるべきだ」という論法は説得力がある。しかし、マスコミは関東の有力学者の「生活・住宅補償は不可能」との見解を、5～8段の紙面を割いて掲載していた。そしてマスコミ自身も「復興財源で増税はおかしい」(平成7年2月3日朝日社説)との論陣を張った。結果的には復興支出の抑制に躍起となっていた政府に、塩を送ったに等しい結果になった。そして今日までこの失敗の後遺症は、生活再建を困難にしている。

[高寄昇三「生活再建への展望」『都市政策 no.86』(財)神戸都市問題研究所(1997/1),p.6-7]

> [引用] (貝原前知事へのインタビュー)
金の面は余り苦労しなかったですね。というのは、当時は景気が悪くて、景気対策に公共主導型の需要創出を図るということで、2次、3次とかまでどんどん補正をしようとしていたような時代だったんですよ。そういう中で震災が起きたから、震災復興のために役立つことだったら何でも言ってこい、金は全部用意するから、というぐらいの状況でした。

問題はやはり、こと、権限に関する限りは、これはもう頑としてだめでしたね。
[『ゼロからの復興 - 参加と協働の社会へ』『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)2001年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.43]

> [引用] (岡田進裕・当時の明石市長のインタビュー発言)
復旧・復興では、国や県が力を入れ、早くしようということで、予算面の執行は非常にしやすかった。理解も得られやすかった。こちらの立場で、いろいろ折衝をし、天文科学館も約40億円をかけて補修したが、国は、一度つぶして建て替えたかどうか、というふうな意気込みだった。

国から「こんなふうに」と話ができれば、できるだけ即、乗っていくように考えた。お金の問題はあがるが、できるだけそういう気持ちで進んでやった。
[『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.105]

> [引用] 結果としては、平成6、7年度の2か年だけでも、総額3兆3,800億円もの国費が投じられた。この背景には、震災時の日本経済の情勢が大きく関連しており、当時は、円高や米国経済の減速等による戦後最大の不況下であったため、政府は、マクロ経済政策として、大型の公共投資をせざるを得ない状況にあったという面もある。

もし、これが緊縮財政の時期における震災であったら、国の財政支援もかなり事情が異なったのではないかと考えられる。そのような場合には、復興予算の獲得のために、各省庁の「縦割り」との厳しい攻防が想定され、阪神・淡路大震災の場合のような支援を得ることは、なかなか難しいと考えられる。

[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.167]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

【教訓情報詳述】

03) 自然災害での個人資産の被害については、自助努力には限界があり、積極的な救済策が必要との意見がある一方、個人資産の被害については、制度の一貫性や公平性から自助努力で対処する原則を崩さないことが重要との意見もあった。

【参考文献】

[引用] 自然災害での個人資産の被害については、「自助努力での対応には限界」があり積極的な救済策が必要ではないかという意見がある。また、一人当たりに換算した場合の「義捐金の額に大きな差が出るという不公平性」を指摘し、「公的な支援が必要」だとする意見もある。一方、個人資産の被害については、これまでの災害復興との「制度の一貫性や公平性」から「自助努力で対処するという原則を崩さない」ことが重要との意見がある。[『阪神・淡路大震災復興対策支援等のための緊急調査報告書』国土庁防災局 防災都市計画研究所(1995/3),pp]

>

[参考] 公的支援に対する評価が、「田近栄治「生活再建のための公的支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.103-116]にある。

>

[参考] 阪神・淡路大震災と米国・ノースリッジ地震における、生活再建に係る公的支援の比較検討が、「シャーリー・マッティングレー「生活再建のための公的支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.169-177]にある。

>

[参考] 「自立支援」をどのように捉えるかについて、「京極高宣「被災者の自立支援に関する課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.290-291]、「被災者の自立支援に関する課題とあり方」『阪神・淡路大震災 検証提言総括』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.82-83]に指摘されている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

【教訓情報詳述】

04) 住宅再建を支援するため、「新しい住宅地震災害共済保険制度の創設(兵庫県)」など、様々な提言が出された。

【参考文献】

[引用] 個人資産の補償については、「保険制度」を活用すべきだという提案がある。「強制加入による保険制度を創設」し、被災した住宅など個人資産の救済に一步踏み込むべきではないかという提案や、「総合火災保険に地震保険を強制的に付加」させて国が再保険してはどうかなどの提案がある。鼎談では、「安心保障システム」として住宅所有者全員の強制加入による保険制度をつくり、今回の被災者についても将来予定される基金から前借りする形で資産補償を行うことも提案された。[『阪神・淡路大震災復興対策支援等のための緊急調査報告書』国土庁防災局 防災都市計画研究所(1995/3),pp]

>

[参考] 主な提言としては、次のようなものがある。
・兵庫県「新しい住宅地震災害共済保険制度の創設(平成7年11月)」
・日弁連「地震等被害住宅補償共済法の提言(平成7年2月)」
・自然災害に対する国民的保障制度を考えるプロジェクト「自然災害に対する国民的保障制度の提言(平成7年9月)」

>

[参考] 「安心保障システム」については[島田晴雄「安心保障システムの提唱」『経済学者による震災復興への提言』日本経済新聞社(1996/1),p.26-48]などを参照

>

[参考] 住宅再建支援策や住宅共済制度についての提言が、「村上處直「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.202-204]にある。

>

[参考] 兵庫県による住宅再建及び生活再建を柱とする国民安心システムの提案は、以下の資料に詳しくまとめられている。

[和久克明「風穴をあける - 被災者生活再建支援法」成立の軌跡 - ひょうご双書5』兵庫ジャーナル(2004/1),p.-]

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.331-362]

>

[参考] 兵庫県による「総合的国民安心システム」の提唱から、生活再建支援・住宅再建支援の取り組みの経過が[廣井脩「総合的国民安心システム創設のための取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(6/9) (第3編 分野別検証)』Ⅳ 防災分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.273-297]に紹介されている。

>

[参考] 兵庫県が2005年度から開始した住宅再建共済制度の概要が、『阪神・淡路大震災復興誌』[第10巻]2004年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2006/3),p.126-129]に紹介されている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

【教訓情報詳述】

05) 災害復興に当たっての基本的枠組みとして、復興基本法等の必要性が訴えられた。

【参考文献】

[引用] (貝原前知事へのインタビュー)

自民党の一部には、「これだけ大きな災害が起きたんだから、関東大震災の例に倣って政府が全力を挙げて復興するという意味で、復興院をつくるべきだ」というような意見が非常に強かったようです。当時の五十嵐広三官房長官から夜中に電話がかかってくる、「何か、政府内部で復興院をつくれという話があるけれども、どう思いますか」という話だったから、私は即座にそれは駄目だと言ったんです。明治、大正時代ならともかく、今みたいに住民意識レベルが高くなっている時代に、東京で復興計画をつくって、地元でそれやれと、自分達が力を貸してあげるからやれと言ったって、それは絶対上手くいかないんじゃないですかと直ちに返事しました。…(中略)…

実は、私はそのときに沖縄方式を提案したんですよ。日本にはそれまでに復興方式をどうするか議論をした経験はないんですけども、唯一あったのが、沖縄が本土復帰したときにどういうふうに復興を進めていくのかについて「沖縄復興対策基本法」をつくった。これは地元で復興計画をつくりまして、政府の方へ提出する。政府の方では、それについていろいろ議論をしてオーソライズする。そして、オーソライズしたものは国、地方を挙げて推進する。そういうことが法手続きとしてきちっとできているんですね。

だから、僕はそれをやるべきじゃないかと言ったんだけど、時間的な余裕もなく、復興委員会方式というのがいきなり出来ていったんですが、今後のことを考えると、私は震災が起きてから、手続きまで含めて議論するなんていうようなことは時間の無駄ですから、災害対策基本法と同じように復興対策基本法みたいな、そういう恒久法をつくっておいたらどうかという提案を今でもしているんですけどね。

[「ゼロからの復興 - 参加と協働の社会へ」『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)2001年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.41-42]

>

[引用] 関東大震災では東京が首都であったことから政府が帝都「復興院」を設置し、復興を担ったが、今日の分権時代にあつては被災地が計画を作成して復興を進め、政府がそれを支援することが望ましいという考えである。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.26]

>

[引用] 阪神・淡路大震災からの復興に当たっては、地元から経済特区に指定するよう要請した。イギリスの制度などを検討した上での「エンタープライズゾーン」構想である。しかし、当時は「一国二制度」は認められないということで容れられなかった。一部には立派な提案があれば個別に認めるという意見もあったが、特区を認めるということ公式に認めるかどうかによって、民間のエネルギーは全く異なる。この考え方が実現しなかったことは、いまでも残念である。

沖縄が本土復帰したとき、「沖縄振興開発特別措置法」が制定され、政府と沖縄地域との協力を基本とする復興のスキームがつけられた。

大規模災害からの復興についても、あらかじめ被災地の将来につながるようなスキームをつくって、被災地が厳しい状況のなかにあつても、ほぼしるような情熱とエネルギーで復興に立ち向かうことを勇気づけるような仕組みをつくるべきであろう。

[貝原俊民「大震災からの警告 - 大震災は何を語りかけたのか - 」ぎょうせい(2005/1),p.160-161]

>

[引用] (元阪神・淡路復興委員長 下河辺淳氏のインタビュー発言)

住宅でも医療でも貿易でも、神戸だけの特別立法をつくるという考え方がうまくできなかった。それなら全国同じ条件で法律を、となつたが、実施まで容易ではないし、神戸に影響するまで時間と金がかかりすぎるという結論になった。

ただ、災害で家を失った高齢者をどう救済するか、というのは今日でも重要な政策課題だ。復興住宅を建てることを急いだら、問題が出た。「生まれ育った街に住みたい」という思いだ。特別に補助しろという意見がだいぶ強かったが、私は委員長として引き受けられなかった。「平等」という観点で全国の高齢者が同じでなければおかしくなるからだ。

[神戸新聞記事「特別立法」実現できず / 100年先見据え議論を』『震災10年を語る』(2004/12/8),p.-]

>

[引用] 今回の復興作業がスピードと柔軟性を必要とするものであること、独立した行政機関を新たに設立したとしても本格的に稼働に至るまで最低限数日が必要と、また全省庁の関係部署を早急に復興作業に着手させることを優先したほうが効果的という判断が下された。

このことは、官主導・中央集権から民自立・地方分権へと大きく時代が変わりつつあるなかで、政府機関で立てた復興計画に沿って地方が推進する方式では、地元の強靱な復興に向けたエネルギーを引き出すことは困難であったと思われる。

[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.92]

>

[引用] 今回の震災復興における法制度整備の特徴の第1は、必要最小限度のみの立法措置にとどまっていることである。中には、被災市街地復興特別措置法や被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法のように今後予想される同規模の災害に向けての立法もあったが、そのほとんどは阪神・淡路大震災という過去において一回的に発生した災害からの復興という目的で、いわば対処療法的に立法されている。…(中略)…

第2に、法制度整備が、法制度全体との整合性という要請はあるにせよ、既存の法制度のバリエーションの範囲内での立法にとどまっており、決して新たな法理論に基づくものではなかったことである。根本的な発想の転換は見られなかった。…(中略)…

震災後の早い段階で特別立法が迅速に制定され、それら特別法による早期の復旧が推進されたことは評価すべきである。国の補正予算等による集中的な復旧事業に係る財政措置や被災住民の公的負担の軽減は被災地が早期に復興するために不可欠の措置であったといえる。

[戎正晴「復興体制 - 復興に関する法整備等」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.123-124]

>

[引用] 「復興」に関しては制度的保障がないということである。そのことが、必要以上に時限的な措置が設けられる、あるいは被災地への特例的な積極的措置(特区的発想)が検討されつつも見送られるなど復興の壁の原因になっていることは明らかである。また「復興」という言葉が「復旧」に比べてマイナスの回復以上にプラスをもたらすイメージが強いためか、「焼け太り絶対否定論」等が頑強に主張され、施策に大きな限界があるということである。[戎正晴「復興体制 - 復興に関する法整備等」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.139]

>

[引用] 県は、震災直後、英国のエンタープライズゾーン等を参考に、大胆な発想による新たな法制度の整備を求めるとともに、沖縄振興開発特別措置法(1971)を参考に、「震災復興特別措置法」の法案要綱を作成し、法制定を要望した。その主な内容は、被災自治体がつくった復興計画案を首相が承認するよう規定して、地元主導の復興と国の責任を明確にするとともに、事業の実施にあたっては、国の補助率のかさ上げや地方債に対する配慮など、国の財政支援を明記する内容であった。

しかし、県・市の積極的な要望活動にもかかわらず、結果としては、この特別法の制定は、実現しなかった。その主な理由は、一国の中に2つの制度を認めることは出来ないとの原則的な考え方を基本に、国の財政支援には、全国的な予算配分のバランスや、特例的な措置に対する他府県のコンセンサスが必要であるという姿勢に因るものであった。これとは別に、抽象的な特例法をつくってしまうと、その特例法に縛られてしまい、かえってプレーキになってしまうという指摘もあった。

[新野幸次郎「復興計画 - 計画等の策定・推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.167]

>

[引用] (座談会における新野 阪神・淡路大震災復興誌編集委員会顧問の発言)
お金がないからといって単純に「官から民へ」と移っていったら、震災復興などはできなくなってくる。それを考えると、この際、本当に創造的復興ができるような仕組みを、国で、あるいは地方公共団体みんなが合意で、作り上げておかないといけない。

[『阪神・淡路大震災復興誌』[第10巻]2004年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2006/3),p.50]

>

[引用] (復興院の設置に関して)

確かに、復興財源の確保という面から考えると、スムーズに事が運ぶかもしれませんが、しかし、政府機関で復興計画を立てたから、これに沿って復興を進めるという方式では、被災地の納得が得られませんし、強靱な地元のエネルギーを引き出すこともできません。やはり被災者が中心になって復興計画を策定し、その実現に向けて力をあわせていくというのであれば復興の根源的なエネルギーは湧き起こってこないのではないのでしょうか。

[『阪神・淡路大震災10周年記念「研究フォーラム」 阪神・淡路大震災の教訓を生かす 21世紀文明の創造をめざして 報告書』阪神・淡路大震災記念協会(2005/3),p.14]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-03. 復興計画の策定と計画的市街地復興

[01] 復興への国・政府の取り組み

【教訓情報】

04. 復興財源確保や被災者への公的支援のあり方が議論となった。

【教訓情報詳述】

06) 国会議員においても、与党阪神・淡路大震災対策本部災害復興プロジェクトチーム等が、様々な提言、支援活動を行った。

【参考文献】

[引用] 与党阪神・淡路大震災対策本部災害復興プロジェクトチーム(座長:村岡兼造衆議院議員)においては、平成7年2月7日の発足以来、応急復旧及び今後の復興について、地元の要望も聴取しつつ精力的な検討を重ねられ、4回にわたる報告書などにより、政府等に各種の要望が行われてきた[伊藤滋「復興体制 - 復興の推進体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9)』(第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.96]